

利府町告示第18号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を同項の規定により下記のとおり告示する。

令和3年3月2日

利府町長 熊谷



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
利府町全域
- 2 協議の結果をとりまとめた年月日
令和3年2月12日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
〔 個人 28経営体 〕
〔 集落営農（任意組織） 1組織 〕
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイヤ・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
認定農業者、大規模経営農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性及び農地の保有、利用状況等に応じ、農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を目指し、兼業農家や高齢農家等、農地の出し手から提供を受けた農地について、利用集積を促進していく。
また、農地中間管理事業及び農業基盤整備促進事業等の活用を検討し、農地集積を目指す。
農業経営に関しては、肥沃な土壌と自然環境を最大限に活かし、基幹作物である稲作を中心に本町特産である果樹（日本なし）の振興を同時に図っていくことにより、経営基盤の強化を目指す。野菜や園芸作物等については、都市農業としての恵まれた環境と各地域の特性を活かして軟弱野菜や花きなどを取り入れた複合経営を促進し、収益性の高い作物への経営転換を誘導していく。
集落営農組織の取組を一層促進し、地域農業の維持、発展を目指すことにより、体質強化を図っていく。